

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価を以下のとおり行うこととしたい。

1 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

令和5年6月に福岡県バス対策協議会で策定した「令和6年度地域間幹線系統確保維持計画」に盛り込まれた系統について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第5項に基づき事業評価を行うもの。

福岡県バス対策協議会委員の承認を得た後、必要な修正を行った上で九州運輸局長に報告を行う。

2 事業評価資料案について

(1)九州運輸局へ提出する事業評価資料案

資料2-1および2-2のとおり。

なお、資料2-1については、関係事業者から自治体との協議を経た報告がなされている。

(2)関係資料

- ・ 資料2-1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表（別添1）
- ・ 資料2-2 事業実施と生活交通確保維持計画との関連について（別添1-2）
- ・ 参考資料2-1 事業評価制度について
- ・ 参考資料2-2 令和6年度計画における生産性向上の取組
- ・ 参考資料2-3 令和5年度事業評価

<参考：地域公共交通確保維持改善事業要綱第3条第5項>

協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。